

## 【町民生活課】

問合せ先 電話 52-1703 (SDGs 推進室)

## 1 環境に配慮したまちづくりの推進について

(1) ごみの減量化にご協力ください。

持続可能なまちづくりのため、ごみの減量に取り組んでいます。生ごみ等は十分に水切りをしていただき、また、紙類、布類、ペットボトル、トレーなどは再生資源として、ごみの減量化にご協力ください。

(2) 有害ごみの分別回収について

令和4年度から、蛍光管・電池類・充電機一体型小型家電を「有害ごみ」として区分し、これまでの不燃ごみ・小型家電とは別日程（年3回）で収集をはじめます。収集日程及び出し方については「ごみ収集日程表」及び「ごみの区分と出し方」、「広報3月号・4月号」をご確認ください。なお、ごみ出しにあたっては、既存のコンテナを活用ください。

(3) 令和4年度ごみ収集日程表の配布について

地区・部落ごとに作成したごみ収集日程表を、町報3月号と一緒に配布しています。

(4) ごみ収集場所の管理について

朝8時までにごみ収集場所に出してください。スプレー缶の廃棄については、必ず使いきってから、穴を開けて、缶の日に出してください。

(5) 部落の一斉清掃に伴う土砂及び草の搬入について

町内美化清掃等により発生した土砂及び草について、指定日に赤碕金屋河川敷で受け入れします。原則、下記日程以外は許可しません。

実施日の2週間前までに申込書を提出してください。

【令和4年度 赤碕金屋受け入れ予定日】 (8:00~11:00)

5月	6月	7月	8月	9月	10月
8日(日)	12日(日)	10日(日)	7日(日)	4日(日)	9日(日)
15日(日)	26日(日)	24日(日)	21日(日)	11日(日)	23日(日)
22日(日)				25日(日)	

(6) 資源ごみ回収小屋の補助について

町内のごみの分別を徹底するため、各部落で資源ごみ回収小屋又はごみ収納容器を設置される際に、設置費用の1/2、上限10万円(千円未満切捨)の補助を行っています。

(7) 資源ごみ回収報奨金について

ごみ減量のため、各部落や子ども会などで回収した再生資源に対して、紙・金属 5 円 / 1 kg、ビン 5 円 / 1 本の報奨金を交付しています。

(8) 野焼きについて

毎年野焼きによる煙や臭いの苦情、相談が多数あります。屋外での焼却行為は原則禁止されており罰則もあります。周辺の住民の方への影響をご配慮ください。

# 有害ごみステーション回収について

目的	水銀使用製品の破損に伴う環境・健康被害防止 電池類（リチウムイオン電池使用製品含む）の 収集・処理時の火災事故の防止	
時期	令和4年4月～	
回収品	蛍光管	直管型、環型、電球型 ※割れたものも可
	電池類	乾電池（単1～単5）、9V電池、 コイン電池、ピン型電池
	充電電池一体 型製品	充電式で電池が取り外せない小型 家電 例：充電式シェーバー、電子たばこ、 携帯電話等
出し方	年3回「有害ごみ回収日」に収集 ※コンテナは既存コンテナを活用	
	蛍光管	箱に入れる又は紙で包んで割れな いように出す。 ※白熱球、グロー球は不燃ごみ。LED 照明は小型家電。
	電池類	すべてのプラス極とマイナス極を ビニールテープ等で絶縁して出す。
充電電池一体 型製品	従来の小型家電と分けて出す。 ※充電電池のみの場合は回収協力店 へ	

<b>蛍光管</b>	<b>乾電池</b>	<b>充電電池一体型製品</b>
<b>出せるもの</b>	<b>出せないもの (類似品)</b>	<b>出し方</b> <small>詳細は、お住まいの 役場にお問い合わせ ください。</small>
<b>分別の 目的</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 直管型蛍光管</li> <li>● 環型蛍光管</li> <li>● 電球型蛍光管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 乾電池（単1～単5・9V）</li> <li>● コイン・ボタン電池</li> <li>● ピン型電池</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 充電電池*が取り外せない小型家電など（電気シェーバー、携帯ゲーム機など）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 白熱球、グローランプ</li> <li>→ 不燃ごみ</li> <li>● LED電球</li> <li>→ 小型家電</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鉛蓄電池</li> <li>→ 不燃ごみなど（ごみの区分と出し方を確認ください）</li> <li>● 充電電池</li> <li>→ リサイクル協力店</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電池が外れる製品</li> <li>→ 電池を取り外して、小型家電へ</li> <li>● モバイルバッテリー</li> <li>→ リサイクル協力店</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新聞紙に包むか、箱に入れてください。（割れたもの含む）</li> <li>● テープで束ねないでください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● プラス極、マイナス極にテープを貼って絶縁してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 充電電池は無理に取り外さず、そのままの状態でお出しください。</li> </ul>
<p>中に含まれている水銀が飛散することによる健康被害防止や、環境保全のため。</p>	<p>ショートによる発火や、火災を予防するため。</p>	<p>リサイクルの過程での発火や、火災を予防するため。</p>

※充電電池とは…充電ができ、繰り返し使える電池（リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池）

よくあるご質問

No.	Q	A	備考
1	回収する物は？	<p>蛍光管（直管型、環型、電球型）、電池類（単1～単5、9V、ボタン型、ピン型）、<b>充電機一体型製品</b>です。</p>	リチウムイオン電池等の小型充電式電池を除く。
2	充電機一体型製品とはどのようなものですか？	電池の取外しが出来ない小型家電です（携帯電話、電子たばこ、ワイヤレスイヤホン、携帯ゲーム機、充電式シェーバー等）。	<p>充電機単体のみの場合は、JBRC 協力店へお持ちください。</p> <p><b>琴浦町内の協力店</b>            (株) いない東伯店、(株) ヤマダアウトレット東伯店、(株) ベスト電器東伯店、生田金物、(有) 盛山電気商会、(有) 林電器、(有) ミツマル電気</p>
3	事業所で不用となった蛍光灯や電池も回収してもらえますか？	家庭で不用となった物が対象です。 <b>事業所（会社・個人商店等）で不用となった物は産業廃棄物</b> として適切に処分してください。	<p>事業所で不用となった蛍光灯等の水銀使用製品は「金属くず」「ガラスくず」「廃プラスチック類」及び「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けている業者に処分を委託してください。</p> <p>事業所で不用となった廃乾電池（一次電池、リチウムイオン電池等の二次電池）は「汚泥」「金属くず」及び「廃プラスチック類」の収集運搬又は処分の許可を受けている業者に処分を委託してください。</p> <p>※鳥取県 HP 上の産業廃棄物処理業者検索サイトで確認してください。  <a href="http://db.pref.tottori.jp/WLDBWEB.nsf/WebBasic">http://db.pref.tottori.jp/WLDBWEB.nsf/WebBasic</a></p>
4	ステーションはどこに設置されていますか？	各集落により異なりますので、お住まいの集落にご確認ください。	回収コンテナは、既存のコンテナ（不燃ごみ、ビン、缶等）を活用ください。
5	蛍光管、電池、充電機一体型製品は一緒に出せますか？	ひとつのコンテナと一緒に出していただく問題ありません。	電池等小さいものがごぼれる場合は、別途空き缶等を活用ください。
6	これまでどおり不燃ごみで出しても回収してもらえますか？	有害ごみとして区分するため、 <b>不燃ごみとして出された物は、回収しません</b> 。お持ち帰りいただき、次回回収日に出してください。	<p>役場本庁舎、分庁舎に設置してある回収ボックスに出すことも可能です（無料）            また、ほうきリサイクルセンターに直接持ち込むことも可能です（有料）</p>

6	蛍光灯（直管）はどれ位の長さの物まで出せますか？	40w形（約120cm）までの物を対象とします。	家庭で不用となった40w形以上の蛍光灯（直管）は直接ほうきリサイクルセンターに持ち込んでください。（有料）
7	蛍光灯を出すときの注意点は？	蛍光灯は割れないように、ひとつずつ、買い替え時の箱に入れるか、新聞紙等で包んだ状態で、ボックスに優しく入れてください。	蛍光灯が割れると蛍光灯中の水銀が気化します。その水銀蒸気を吸引した場合、水銀特有の中毒症状が現れることが報告されており大変危険です。
8	割れた蛍光灯を入れてもよいですか？	割れた蛍光灯も回収できます。買い替え時の箱に入れる、または新聞紙で包んだ状態で出してください。	
9	白熱電球やグロー球もボックスに出してよいですか？	白熱電球やグロー球は不燃ごみ収集に出してください。	
10	LED直管ランプやLED電球もボックスに出してよいですか？	LED直管ランプやLED電球は小型家電収集に出してください。	
11	蛍光灯を複数本処理したいので、裸のままの蛍光灯複数本をガムテープ等でひとまとめにして出してよいですか？	蛍光灯は割れないように、ひとつずつ、買い替え時の箱に入れるか、新聞紙等で包んだ状態で、ボックスにそろりと優しく入れてください。	裸のままの蛍光灯複数本をガムテープ等でひとまとめにされると、テープを剥す際に蛍光灯が割れる恐れがあるので、ガムテープ等とめないうでください。 複数テープで巻いて出されると、そのうちの1本が割れると、衝撃が他の蛍光灯に伝わり、全部が一度に割れ、大量のガラス片が飛び散ってケガをす恐れがあり、大変危険です。
12	電池を出すときの注意点は？	＋極と－極にセロハンテープ等を貼って絶縁処理したうえで出してください。	セロハンテープ、ビニールテープ、ガムテープ、マスキングテープ等を、 <u>＋極と－極全体を覆うように</u> テープを貼ってください。 乾電池 ボタン電池・コイン電池 プラス極 マイナス極 

13	小型充電式電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池）も入れてもよいですか？	ダメです。電気店やホームセンターなど、 <b>小型充電式電池のリサイクル協力店</b> に設置されている回収ボックスに出してください。	回収ボックス設置協力店の所在地など、詳しくは一般社団法人JBRCのホームページで確認してください。 （一社）JBRC 小型充電式電池のリサイクル <a href="https://www.jbrc.com/">https://www.jbrc.com/</a> 『協力店・協力自治体』検索
14	乾電池と小型充電式電池の見分けがつかない。	小型充電式電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池）には電池の種類毎のシリーズアロームマークが付いています。	※町内の協力店は、2の項目参照
15	ボタン電池やコイン電池も出せますか？	出せません。十極と一極にゼロファンテープ等を貼り絶縁処理したうえで出してください。	 Ni-Cd 電池  Ni-MH ニッケル水素電池  Li-ion リチウムイオン電池
16	水銀体温計を引き取ってほしいのですが、コンテナに入れてよいですか？	水銀体温計や水銀血圧計等の水銀使用製品は、町の廃棄物担当課の窓口にお渡しください。	
17	集められた蛍光管は、どのようになりますか？	ガラス部分は蛍光灯のガラス原料、建築資材のグラスウール、ガラス工芸品原料等にリサイクルされます。水銀は蛍光灯、特殊計測機器、研究機関の試薬にリサイクルされます。口金（鉄・アルミ等）は、様々な鉄製品・非鉄製品の原料にリサイクルされます。	
18	集められた電池は、どのようになりますか？	電池の外缶（鉄）は、様々な鉄製品の原料にリサイクルされます。電池内部の極材料は肥料原料や亜鉛地金原料等にリサイクルされます。	

# 自治会（部落）が行う除雪活動に 補助金が出ます！

補助率

2/3

上限額

7.5万円

こんなときに補助金を交付します

- 10cm以上の降雪が見込まれる際、部落内の生活道路を除雪したとき  
※生活道路とは、家に行くためや通勤・通学に使用する道路や通路のことをいいます

補助の対象となる費用

- 除雪用機械の消耗部品
- 除雪用機械の修繕費（部落が保有する機械のほか、個人から借上した機械も含まれます）
- 除雪用機械の燃料費
- 業者に除雪を依頼した場合の委託料
- 特殊な資格（整地系機械、大型特殊など）が必要な機械や歩道除雪機を住民が操作した場合の報酬・謝礼  
（単に住民が除雪作業にあたった場合の労務費は対象外です）
- 除雪用機械の借上料

補助金の交付申請に必要な書類等

- 補助金交付申請書（町 HP からダウンロードできます）
- 補助事業経費の内訳書
- 補助金支払請求書
- 領収書の写し
- 除雪を行った箇所を記した地図
- 除雪作業の写真（除雪用機械がわかるように撮影をお願いします）
- 令和4年3月15日（火）までに役場建設住宅課へ申請してください  
（申請は1年度につき1回に限ります）

※申請の際には事前に役場建設住宅課までご連絡ください

その他

- 複数の部落が合同で除雪活動を行う場合も申請可能です（代表の部落が申請してください）  
この際の補助金の限度額は構成する部落数で乗じた額になります。
- 補助金は100円未満を切り捨てた額になります。
- 補助金の予算額に限りがあり、補助金が交付できない場合がありますので早めにご相談ください

い

【こんなときは（一例）】

- 住民のトラクターを借りて除雪したけど借上料は補助の対象になる？  
→ 補助対象になります（個人の機械を借りて支払った借上料も対象）
  
- 住民の除雪機を借りて除雪したときに故障したので修理したけど、修繕費用は補助の対象になる？  
→ 補助対象になります（除雪準備及び除雪作業により生じた点検や修繕は対象）
  
- ホイールローダーを持っている住民に除雪をお願いしたので部落から謝礼を支払ったけど補助の対象になる？  
→ 補助対象になります（除雪で機械を住民が操作したときの謝礼は対象）
  
- 部落で除雪用機械を購入したけど購入費用は補助対象になる？  
→ 補助対象になりません（物品や備品の購入費用は対象外）
  
- 除雪をしていたら、家の一部を壊してしまったけど修繕費用は補助の対象になる？  
→ 補助対象になりません
  
- 部落がスコップを購入、住民がスコップで除雪したけど、スコップの購入費や住民への日当は補助の対象になる？  
→ 補助対象になりません（物品や備品の購入費、住民への日当ともに対象外）

ご不明な点は建設住宅課（電話 55-7804）へお問合せください。